

逗子市の良好な都市環境をつくる条例の解釈及び運用について

1、構成と性格

(1) 構成

この条例は、逗子市における開発等の事業計画が、周辺区域の環境に及ぼす影響を事前に評価するとともに、市民の意見を反映させるための行政手続を定めるものである。

その機能としては、

ア 事業者が事業実施前に環境に及ぼす影響を十分に配慮させ、必要な環境保全対策を評価システムを通して講じさせることにより、悪影響を排除又は最小にさせる等、よりよい事業計画を作成させる。

イ 事業計画の内容に市民の意見を反映させる参加方式として、意見表明の機会確保、情報提供という間接的手法を採用することにより、周辺環境の保全（創造を含む。）に対する事業者と市民の理解、協力とその円滑な推進を図る。

以上を念頭に置くものであり、自然環境破壊の事後処理対策からその未然防止対策へ、更には総合的な環境管理政策へと質的な転換が要請される中、その政策上の一手法としてのアセスメント制度と位置付け得る。

逗子市の良好な都市環境をつくる条例（以下「条例」という。）は、本則が7章36条、附則が4項から構成されている。

本則については、まず第1章が条例全般にわたる総論的な位置を占め、条例制定の目的に関する規定（第1条）、用語の意義に関する規定（第2条）、市長、事業者及び市民の責務に関する規定（第3条から第5条まで）からなっている。

次の第2章には、対象事業の実施が自然環境に及ぼす影響を評価するための評価指針の策定（第6条）についての規定が置かれている。

第3章は、評価書案の提出等（第7条）に始まり、評価書案の告示（第8条）、説明会の開催等（第9条）、意見書の提出等（第10条）、公聴会の開催等（第11条）、見解書の提出等（第12条）、逗子市環境評価審査委員会への諮問（第13条）、審査書の作成等（第14条）、評価書の提出等（第15条）並びに完了書の交付及び評価書の公示等（第16条）まで、環境影響評価の手続についての規定が置かれている。

第4章は、評価書案を提出した後の対象事業変更の届出等（第17条）、対象事業変更等による再手続（第18条）及び対象事業の新たな実施とみなす場合の再手続（第19条）について規定している。

第5章（第20条から第22条まで）は、対象事業の着手制限、着手届等及び完了届等に関する手続について規定している。

第6章（第23条から第27条まで）は、付属機関たる逗子市環境評価審査委員会の設置及び組織等について規定している。

第7章は、雑則規定であり実地調査への協力要請（第28条）、事後の評価等（第28条の2）、隣接市町長の意見聴取（第29条）、指導、勧告及び公表（第30条）、小規模対象事業の手続の特例（第31条）、国等の特例（第32条）、国の措置が適用される対象事業の特例（第33条）、他法令との調整（第34条）、適用除外（第35条）、規則への委任（第36条）について規定している。また、附則については、施行期日を定めるとともに、条例施行の際既に許認可等の申請等がなされている対象事業若しくは既に着手がなされている対象事業についての適用除外、都市計画に係る対象事業についての特例及び逗子市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正が定められている。

なお、本条例は環境影響評価の手続その他必要な事項を網羅的に規定しているものではあるが、細部的な事項や技術的な事項は規則に委ねられており、それらを逗子市の良好な都市環境をつくる条例施行規則（平成4年逗子市規則第24号。以下「規則」という。）及び逗子市環境評価審査委員会規則（平成4年逗子市規則第17号。以下「委員会規則」という。）に規定することにより条例と併せて施行される。

（2）性格

ア この条例については、いくつかの基本的な性格をあげることができるが、その一つは逗子市の良好な都市環境の形成を図るために、その自然環境の機能に着目し、環境影響評価手法をとりいれ環境管理に配慮したまちづくりを推進するための条例であることである。

そして、多くのアセスメント条例が事業者自らが環境への影響を調査し評価書を作成することになっているのに比べ、本条例においては市が作成した評価指針に基づいて評価を行うことになり、事業者と市民及び行政が情報を共有できる手続という点で他のアセスメント条例とは性格を異にする。

自然環境の保全については、評価指針で一定の目標を定めるが、そこから導き出される結論のみによるのではなく、結論が導き出される過程に行政、事業者及び市民が参加し合意を形成することに主眼が置かれている。

特に、住民参加とその不可欠な前提である情報提供については意を用い、対象事業の周知や意見提出の機会の設定などに関して多くの条項が設けられている。

イ この条例は、これから実施されようとしている個々具体の事業のみならず、実施のための計画段階にある事業をも対象事業としていることである。

事業者は、市が定めた評価指針を利用して評価書案を作成することができるのであるから、事業の評価の結果自然環境の保全についての適正な配慮の必要上計画の変更を求められ

ることも考慮した場合、事業実施計画の策定後、できる限り早く条例手続に入ることが負担の軽減に繋がることになる。

ウ この条例に係る環境影響評価が、本市の自然環境保全上の基本的な計画及び科学的知見に基づいて策定した評価指針により行われることである。

評価指針は、自然環境評価システムによる評価の結果導かれた 10 メートル四方の区域（以下「メッシュ」という。）ごとの自然環境の総合評価による環境保全目標及び生態系維持機能、居住快適性維持機能、土地機能等各機能評価に基づく配慮事項等により構成されており、事業者の対象事業の評価に寄与することになる。

これによって、事業者、市民及び行政の三者が共通の基盤に立って環境影響評価を行うことを保証するとともに、客観的データに基づいた適正な評価を担保し、併せて事業者の過大な負担を極力抑制するものである。

なお、この条例は、災害復旧事業及び神奈川県環境影響評価条例に係る事業をその対象事業から除外している。

神奈川県環境影響評価条例は、その第 83 条第 1 項で、「この条例は対象事業以外の事業について市町村が環境保全上の見地から地域の特性に応じてこの条例と異なる制度を設けることを妨げるものではない」と規定しており、それを受けて神奈川県環境影響評価条例に係る対象事業以外の事業を対象事業としたものである。

2、条例の目的（第 1 条関係）

本条は、条例の制定目的とともに、これを達成するための手段について規定したものである。条例の制定の目的は、良好な都市環境の創造のためには、自然環境の保全について適正な配慮がなされることが必要不可欠なことであるとの認識の下に、対象事業に係る環境影響評価等の手続その他 必要な事項を定め、もって市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に生かそうとするものである。また、ここでいう自然環境の保全とは、その向上、改善を含むものである。

3、用語の意義（第 2 条関係）

（1）環境影響評価

事前の評価には、予測調査を含むものであり、条例第 6 条により策定される評価指針に基づき評価を行うこととなる。

評価指針は、条例施行に伴いあらかじめ公開されているので、事業者において事前に十分に検討するとともに、担当部局との事前相談がなされることが望ましい。また、事業者が自ら予測調査を実施したときは、そのデータを評価書案に添付することができる。

（2）対象事業

ア 意義

対象事業とは、その実施に先立って条例手続を行わなければならない事業であり、条例第2条及び規則第3条、第4条に規定された事業である。

これらの事業は、環境要素を含め何らかの用に供されている土地の利用変更を意味し、その用法が常に生活により役立つとは限らず、現状維持的な利用にプライオリティーを置く必要性も考慮されなければならないものである。

これらは、いずれも人が自然に働きかけて自然環境の改変を行うことをその内容としている。

イ 内容

対象事業は、自然環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるもので、具体的には都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為（ただし、市街化区域内かつ環境影響評価に係る指針で定める自然環境ランクのDランクが80パーセント以上であるものを除く）、木竹の伐採及び移植又は土石の採取で、事業の実施区域の面積が規則第3条第1号により300平方メートル以上のものと規定されている。したがって、建築行為のみで開発行為を伴わないもの及び事業区域が規定の面積以下の事業は対象事業とはならない。ただし、対象事業の面積が300平方メートル未満の行為であっても、規則第3条第2項及び第3項の規定に基づく、一団の土地を分割して行うものや隣接して行われるものについては一連性を有するものとみなし、条例手続の適用対象とする。

また、評価は、基本的に対象事業に係る行為が自然環境に与える影響について行われるものであるが、評価書案に対象事業における予定建築物の概要等をも記載することを求め、それら計画全体が公示を通して市民に周知され、判断できるように配慮している。

なお、木竹の伐採及び移植については、枯損仮植したもの、防災上若しくは通常の管理上必要な行為、松くい虫等を防除するための行為やその他消防法等法令若しくは法令に基づく処分による義務の履行のために行われるものは対象事業とはならないが、市と協議の上、極力緑化に努めるものとする。

防災上必要な行為とは、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定解除に伴うものや既に崖崩れが生じてしまった法面の保護のために行う安全対策工事をいう。しかし、将来的に安全対策工事を行った場所及びその周辺において一体的な宅地利用が見込まれるものは条例手続の適用対象とする。

(3) 事業者

対象事業を実施するものの資格については個人であると法人であることを問わないことにしており、国、地方公共団体その他これに準ずるものをも含むものである。

また、都市計画に定められる事業にあつては都市計画を定める者、計画段階にある事業に

あつては計画を定める者が事業者となる。

条例第32条において国等の特例が定められているが、これは条例の適用除外について定められたものではなく、国等の事業にあつては、内容に応じ協議を行い弾力的に対応しようとするものである。(ただし、都市計画に係る対象事業は附則第3項で特例措置が定められている。)

なお、事業者に課せられる義務として最大のものは、対象事業の実施に先立って条例手続(国等にあつては協議)を誠実に行わなければならないことである。

(4) 許認可等

許認可等とは、本条例に定める対象事業に関する法令又は条例に基づく許可、認可、特許、確認、承認その他これらに類する行為又は都市計画法の規定による都市計画の決定(変更を含む。)をいい、許認可等を必要とする対象事業にあつてはその手続に先立ち条例手続を行うことを要することになる。

4、市長、事業者及び市民の責務(第3条～第5条関係)

(1) 市長は、条例の適正かつ円滑な運用を図るため、自然環境の保全に係る調査研究及び情報の収集に努めるとともに、自然環境保全上の基本的な計画を策定しなければならないとされている。

また、知識の普及及び情報の提供を通じ、本条例に定める手続に市民の意見が反映されるよう努めるとともに、他の公益目的との調和に配慮することとされている。

(2) 事業者の責務の最大のものは、逗子市の良好な都市環境をつくるためにこの条例に定める手続を遵守しなければならないことである。

また、自然環境の保全に対する積極的な配慮をすべく必要な措置を自己の負担と責任において講ずることが求められる。

(3) 市民は、逗子市の良好な都市環境をつくるために自らが努力するとともに、条例手続の適正かつ円滑な運用が図られるように協力することが求められている。

なお、条例第3条第2項中で市民とは、市内に住所を有する者、市内に勤務する者、市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体、その他本市の行政に利害関係を有する者(各種審議会等委員、地権者、借地人等)とされている。

5、評価指針の策定(第6条関係)

環境影響評価に係る指針は、逗子市の自然環境について詳細なデータベースが整備されたことを受け策定されるものである。

評価指針は、上記データベースより導き出されたメッシュごとの、生態系維持機能(植生及

びその自然度)、居住快適性維持機能(緑地の視認性)、土地機能(保水、土壌浸蝕防止、土砂崩壊防止)に関する総合評価に基づく環境保全目標と、同じくメッシュごとに示される各機能についての評価に関する総合評価に基づく配慮指針によって構成され、事業者は評価指針に基づき評価を行うことになる。

また、市の行政計画に対する配慮も評価指針にうたわれており評価の中に、事業者は取り入れなければならない。

評価指針は、事業者、市民及び行政の三者が共通の基盤に立って環境影響評価を行うことを保証するとともに、客観的データに基づいた公正な評価を担保し、併せて事業者の過大な負担を極力低減するものであるので三者が共に尊重すべきものである。

なお、評価に当たっては、事前に担当部局との十分な調整を行うことが望まれる。

データの修正に関しては、委員会の審議を経て行うものとする。なお、事業者又は地権者がデータの修正の申出を行うときは、自らの調査に基づくデータを添付して行うものとする。

また、評価指針の中の環境保全目標はあくまでもガイドラインであり、規制を目指したものであるのではないので、建蔽率等との競合が生じた場合には目標値の変更が有り得るなどある程度の弾力的な運用を行うことになる。

なお、評価指針の策定に当たっては、あらかじめ委員会の意見を聴くことが義務づけられており、策定後は速やかに公示しなければならない。

6、環境影響評価の手続等(第7条～第16条関係)

(1) 評価書案の作成及び提出(第7条関係)

事業者は、対象事業を実施しようとするときは、許認可等手続を必要とするものにあつてはその手続に先立ち、必要としないものにあつては対象事業の実施に先立ち、規則第5条に定める「環境影響評価書案」を提出しなければならない。また、評価手続が終わり完了書の交付後でなければ事業に着手できないものとされている(条例第20条)。

したがって、対象事業の開始をどの時点でとらえるかが重要な問題となる。

一般的にいえば、対象事業の開始とはその一部が最初に具現することを意味する。つまり、土地の造成工事等が物理的な意味において始められたことが第三者にも明らかに判断できるような状態が存在してはじめて開始といえ、単なる準備行為に着手しているとか、予算の執行がなされているとかの事実だけで対象事業が開始されたと判断することはできない。

なお、ここでいう許認可等の手続とは具体の申請行為を指し、事前の相談を含むものではない。

条例第32条の適用を受ける国等の行う対象事業にあつては、評価書案の提出に先立ち協議を行うものとする。

評価書案の作成については、条例第6条により策定される評価指針により行うこととなるが、それに先立ち担当部局との事前相談等により評価指針を十分に検討した上で評価書案の作成を行わなければならない。また、手続の簡略化のために2以上の事業者が1又は相互に関連する2以上の対象事業を実施するときで事業者において代表者を定めた場合は、当該代表者がこれらの対象事業を合わせて評価書案を作成し提出することができることとされている。

評価書案に記載する事項は、条例7条第1項第1号から第8号に掲げている。

なお、第8号に規定する関係区域設定の根拠となる対象事業の実施が自然環境に著しい影響を及ぼすおそれのある範囲とは、規則第5条の規定に基づき、当該対象事業を実施する区域の周辺100メートルとする。ただし、対象事業の実施による影響が特に著しいと認められる場合（対象面積50,000平方メートルを一つの基準とし、その他土地の改変状況、近隣の環境状況などを総合的に判断し決定）は、200メートル以内で市長が認めた範囲とし、対象面積が1,000平方メートル未満の小規模対象事業（以下「小規模対象事業」という。）については、隣接、日影のかかる範囲とする。

本条例における環境影響評価の手続は、自然環境の保全を始めとする良好な環境の維持増進をその目的とすることから、評価に係る自然環境が将来に向けて良好な状態で継続して存することは当然に期待されるものである。そのため、事業者は、事業完了後における樹木及び緑地の管理計画（以下「管理計画」という。）を策定し、評価書案に記載することが要請される。

特に条例第28条の2の規定が適用される対象事業（対象面積1,000平方メートル以上の対象事業）に係る評価書案の作成時には、次に掲げる事項を満たす管理計画を策定するものとする。市長は、管理計画の策定に係る手引きを作成し、事業者に指導を行うものとする。

ア 管理計画の対象期間

事後評価の対象となる期間は事業完了後5年と規定されているが、管理計画は、将来に向けて良好な環境を維持増進するためのものであることから、その計画期間を5年に限る必然性はなく、中長期的な管理計画を策定するものとする。

イ 管理計画に記載する事項

次に掲げる事項について、短期（事業完了後1～5年まで単年毎）、中期（事業完了後6～10年まで）、長期（事業完了後11年以降）の時間軸毎に記載するものとする。

（ア）将来構造（管理目標）

階層構造、樹高、密度、枝ぶり、その他必要な管理目標

（イ）管理項目

除草、剪定・除伐、病虫害防除、施肥、マルチング補充、灌水作業、点検補修（構

造物の補修及び樹木等の補植を含む)、その他必要な管理項目

(ウ) モニタリング計画

実施内容、実施時期、結果による管理項目の見直しに関する事項、その他必要な事項

ウ 管理計画の実施

事業者は、管理計画に定める管理項目その他良好な環境を維持増進するために必要な事項を実施する環境影響評価上の責任があり、個人や管理組合等事業者以外の者に管理計画の実施が継承される場合は、管理責任を明確にし、管理が確実になされるようにする責任がある。市長は、管理の実施が確実になされるように事業者等に対して指導誘導を行うものとする。

(2) 評価書案の告示 (第8条関係)

条例第7条第1項の規定により提出された評価書案の概要を公示し、評価書案を20日間の縦覧に供しなければならない(小規模対象事業にあつては規則第26条第3項において上記縦覧期間が10日間とされている)。

縦覧に供しようとするときは、規則第6条により縦覧場所及び縦覧期間を公示しなければならない。

縦覧場所については、逗子市環境都市部まちづくり課において行うことを原則とするが、必要があれば情報公開課その他の場所において行うこともできるものとする。

縦覧期間の日数には、閉庁の土曜日、日曜日、祝日、年末年始等逗子市の休日を定める条例(平成元年逗子市条例第21号)により休日とされている日を含まないとされており、これらの日は縦覧は行われない。

(3) 説明会の開催等 (第9条関係)

ア 開催

事業者の関係人への説明会は、条例第8条第3項に定める縦覧期間内に、原則として関係区域内で開催しなければならないが、関係区域内に適切な場所がないことも考慮し、これにこだわるものではないこととしている。

また、縦覧期間内に説明会を開催できない正当な理由があると市長が認めた場合は縦覧期間後であっても開催することができる。

縦覧期間内に説明会を開催した場合であっても、縦覧期間後に再度説明会を開催することを妨げるものではない。

説明会は、必ず1回は開催されなければならないものであるが、対象事業の規模その他の理由により何回開催しようとも制限はない。

また、2回以上開催する場合の開催場所は必ずしも同一である必要はない。

また、説明会に際し事業者は評価書案の内容を平易に記載した書面を配布する必要がある

る。

説明会開催の周知については、関係人に対する印刷物の配布、掲示等の措置により行うこととする。

説明会以外の周知方法としては、説明会開催に準じて行うことにより、評価書案の内容について、周知徹底を図らなければならない。関係人とは、関係区域に住所を有する者又は関係区域に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体をいい、事業者の行う周知活動の対象となる者である。

イ 報告

条例第9条第2項に規定する説明会開催、周知措置の届出については、規則第8条に定める「説明会等の実施届」により行うものとする。条例第9条第4項に規定する報告書の提出については、縦覧期間満了の日(条例第9条第3項の規定により開催された場合は開催日)の翌日から5日以内に規則第9条第1項に定める「説明会開催報告書」により、開催しなかったときはその理由が発生した時点で規則第9条第2項に定める「説明会不開催報告書」により提出しなければならない。

(4) 意見書の提出等(第10条関係)

条例第10条の意見書の提出は、公示された評価書案等の内容について広く自然環境保全上の意見を聴くための手段であり、この条例における市民参加を実現するための基礎的な手法である。

そのような趣旨から提出者の資格については、条例第3条第2項に定める市民であればだれでもが評価書案の内容について自然環境保全上の見地からの意見を有する限り提出できるものとした。

意見書提出の期間については、評価書案公示の日から起算して30日以内(小規模対象事業にあっては規則第26条第3項により15日以内)とされている。ただし、この意見書の提出期間は事業者に対する過度の負担を防ぐ観点から定めたものであり、事業者及び関係人の双方が提出期間の延長を希望した場合において、これを妨げるものではない。この場合において、双方の意思の確認は文書を持って行うものとし、また、延長する期間は、事由に鑑み市長が定めるものとする。

意見書は特に書式はないが、規則第10条により住所、氏名(法人にあっては、名称、所在地、代表者の氏名)、対象事業の名称及び意見を記載することとされている。

なお、市長は意見書の提出があったときは、その写しを事業者に送付することとされている。

(5) 公聴会の開催等(第11条関係)

条例第 11 条の公聴会の開催は、条例手続の意見反映の一環として位置付けられたものであるが、開催については、説明会の開催報告書、意見書の内容等を勘案し、市長が必要と認めるときに開催するものである（小規模対象事業にあっては、規則第 26 条第 2 項において開催しないこととされている。）。

開催に当たっては、予定日の 10 日前までに公示しなければならない。

公聴会は、関係人その他関係区域に利害関係を有する者の意見を聴くために開催されるものであり、その趣旨からこれらの者が公述人となり得る資格を有するということである。

開催場所については、説明会の場合と同様である。

公述人の選定に当たっては、規則第 11 条及び第 12 条により関係人等から書面による申出を受け、予定公述人をそのうちから市長が選定する。

公述人の選定は、公平かつ適正に行われなければならないものとされる。

公聴会で述べ得る意見については、公聴会で取り上げている評価書案の範囲にあること、また、自然環境保全上の見地の範囲にあることの制約を受けることとなり、この制約を無視した発言は議長から禁止される。また、不穏当な言動があった場合は、退場させられることもあり得る。

なお、公述人は自ら出席し意見を述べるのが原則であるが、あらかじめ市長の承認を得たときは代理人を出席させて意見を述べさせることができる。

その他公聴会に関する運営事項は、規則第 13 条から第 20 条までに規定されている。

(6) 見解書の提出等（第 12 条関係）

条例第 12 条の見解書は、市民から提出された意見書及び公聴会が開催された場合における意見に応答させるため事業者から提出されるものである。したがって、公聴会が開催されない場合でも意見書が 1 通でも提出されれば、必ず見解書は提出されなければならない。提出については、規則第 21 条に規定されている「見解書」によるが、提出期限については定めがない。意見書の内容によっては作成に期間を要すること、また、提出の遅れによる不利益は事業者に戻ることなどがその理由である（小規模対象事業にあっては規則第 26 条第 2 項において見解書の作成が原則不要とされているが、事業者において提出の意思がある場合は提出が可能である。）。

見解書の提出があったときは、その概要を公示し、10 日間縦覧することになる。

(7) 委員会への諮問（第 13 条関係）

条例第 13 条にいう委員会は、条例第 6 章に規定された市長の附属機関であり、市長は見解書の公示をしたとき又は見解書の提出を要しない場合にあつてはその確認ができたとき、評価書案、意見書、公聴会が開催された場合にあつてはその記録、見解書が提出された場合にあつては当該見解書とともに遅滞なく諮問し、調査審議をしてもらうことになる。

(8) 審査書の作成（第 14 条関係）

条例第 14 条の審査書は、条例第 7 条の規定に基づいて提出された評価書案に関する審査の総まとめとして作成されるものである。

審査の対象は、評価書案に記載された事項であるが、市長は意見書、公聴会の記録及び見解書に記載された事項を勘案し、委員会の答申を尊重して自然環境保全上の見地から審査の上作成しなければならないとされている。

ただし、提出された評価書案、意見書、公聴会の記録、見解書の中に、本来記載される必要のない事項が記載されていた場合はその部分については参考にとどめ審査上勘案する必要はない。

審査書は、書面の形式をとって審査の結果がわかるよう記載しなければならないものである。

また、この条例の施行に必要な限度で、委員会の意見に基づき自然環境保全上の見地から事業者に対する指導を内容とする市長の意見を付することができる。

審査書を作成したときは、遅滞なく事業者に送付しなければならない。

(9) 評価書の提出等（第 15 条関係）

審査書の送付を受けた事業者が評価書案を改めて検討した上で作成提出するのが評価書である。

評価書に記載すべき事項は、条例第 15 条に定められており、様式については規則第 22 条に定められている「環境影響評価書」による。また、提出期限については特に定めてはいない。また、ここでいう評価書案の変更及び代替案の作成については審査書に基づく変更であり、自主的な変更については条例第 17 条及び第 18 条の規定によるべきものとなる。また、変更しない場合としては審査書の記載内容からして変更の必要を生じなかった場合は勿論のこと、事業者の判断で変更しないこととした場合も含まれる。

(10) 完了書の交付及び評価書の公示等（第 16 条関係）

ア 完了書の作成

完了書は、当該対象事業に係る手続の完了を明らかにするもので許可行為ではなく、評価書提出の翌日から起算して 10 日以内に市長が作成し、事業者に交付しなければならないものとされている。

完了書には手続が完了した旨が記載されるが、評価書の内容が審査書の内容と異なるときは市長はその事実を付記することができる。

イ 公示及び縦覧

市長は完了書の交付をしたときは、遅滞なく評価書の概要と完了書の内容を公示し、公示の日の翌日から起算して 7 日間縦覧に供しなければならない。

縦覧の場所その他については、評価書案の縦覧について規定する規則第 6 条が準用される。

7、変更手続

(1) 対象事業変更の届出等（第 17 条関係）

ア 対象となる事項等

条例第 17 条第 1 項は、いったん提出された評価書案について変更の必要が生じることを予想してその場合の手続を定めたものである。

評価書案の変更が必要となる場合としては、評価書案の提出から対象事業に係る完了書が交付される日までの間に評価書案に記載された内容について審査書に基づかない変更を行う場合が対象とされている。

また、対象事業の中止、廃止をしようとするときも届け出なければならない。

なお、誤字脱字、若干の工期の変更等環境影響評価の手続上支障とならない軽微な変更として市長が認めた場合は届出を必要としない。

イ 届出

届出については、条例第 7 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項の変更については規則第 23 条に定める「対象事項変更届出書」、対象事業の廃止、中止については「対象事業中止（廃止）届出書」により行うことになる。

ウ 変更の期間

評価書案の変更は、提出後完了書の交付までの間であれば認められる。

エ 公示

市長は届出があったときは、遅滞なく届出の内容を公示しなければならない。

オ 事業者の変更

条例第 17 条第 3 項に基づく事業者の変更の届出があった場合においては、変更前に行われたこの条例の規定による手続は、変更後の事業者の行ったものとみなすこととした。

(2) 対象事業変更等による再手続（第 18 条関係）

事業者は条例第 17 条第 1 項による変更の届出をした場合においては、届出の前に条例の手続を終了している場合であっても、市長は当該変更が自然環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものとして認めたときは、既に完了している手続の全部又は一部を行うことが必要となる。

また、事業者が完了書を交付された日以後において、当該完了書に係る対象事業の実施内容を変更して実施しようとする場合には、条例第 17 条及び第 18 条第 1 項が準用され、変更の届出及び当該変更が自然環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるものと市長が認めるときは、既に完了している環境影響評価の手続の全部又は一部を行うことが必要となる。

自然環境に著しい影響を及ぼすか及ぼさないかについては、あらかじめ環境評価審査委員会の意見を聴いた上で市長が判断するものとする。

(3) 対象事業の新たな実施とみなす場合の再手続（第 19 条関係）

対象事業について手続が完了した後着手までの間に長期間を経た場合、着手した後長期間にわたって中断した場合、また、指導勧告に従わず一定期間後に手続を再開する場合は、その間に対象事業の周囲の状況などが変化する可能性も強く、また、条例手続の円滑な運用を妨げるおそれもあることから無条件に着手を認めることについては疑問があるので、その場合は新たな事業の実施とみなし、条例第 19 条において次のような対応を求めることとした。

ア 完了書の交付を受けて 5 年を経過した後に対象事業を実施する場合、手続の一部又は全部を行うこと。

イ 事業者がいったん着手した対象事業を中断し、5 年を経過した後に再開しようとした場合に手続の一部又は全部を行うこと。

ウ 条例第 30 条第 1 項第 1 号による指導勧告が行われたにもかかわらず、事業者が当該手続を行わず、1 年を経過した後に当該手続に取り掛かろうとした場合に手続の一部又は全部を行うこと。

なお、ア～ウの対応にあたって、条例の実施させる手続を全部又は一部とするかについては、都市計画法第 29 条の許可を一つの基準とする。当該許可を既に取得し、その変更をすることなく開発行為を実施することができるもの、又は変更する場合でも自然環境に著しい影響を及ぼさず、かつ、新たに関係人へ影響を与えるものではない変更とみなすことができるものについては、環境評価審査委員会への諮問から手続を実施するものとし、当該許可が未取得若しくは変更する内容が自然環境に著しい影響を及ぼすものについては、手続の全部を行わせるものとする。

自然環境に著しい影響を及ぼすか及ぼさないかについては、あらかじめ環境評価審査委員会の意見を聴いた上で市長が判断するものとする。

8、着手、完了の手続

(1) 対象事業着手の制限（第 20 条関係）

条例第 20 条は、条例による手続が進行している間に対象事業に着手することを認めたのでは手続を行う意味が失われてしまうので、条例と連動している逗子市まちづくり条例第 26 条の規定による事前協議確認通知書又は同条例第 30 条の規定による再協議確認通知書の交付後でなければ着手を認めないこととしたものである。

なお、着手とは、土地の造成工事等の実行行為に入ることであり、直接土地の形状変更とはならない用地買収等の先行行為や事業に係る予算の執行が行われている等の準備行為は別

に差し支えない。

(2) 着手届等 (第 21 条関係)

条例第 21 条第 1 項の届出は、着手に先立ち行う行為であり、具体的な記載事項については同項に、様式については規則第 24 条に規定する「対象事業着手届出書」によるものである。

届出があったときは、市長は遅滞なくその内容を公示しなければならない。

(3) 完了届等 (第 22 条関係)

条例第 22 条第 1 項の届出は、事後手続であり、対象事業が完了し、又は対象事業を中止したときは速やかに届け出なければならない。

様式については、規則第 25 条に規定する「対象事業完了 (中止) 届出書」によるが、対象事業が可分的であって、完了した部分から供用を開始していくような場合には 1 個の対象事業について 2 回以上届出が行われることとなる。

公示については、条例第 21 条第 2 項の規定が準用される。

9、逗子市環境評価審査委員会

(1) 設置 (第 23 条関係)

条例第 23 条に基づき市の附属機関として設置される逗子市環境評価審査委員会は、市長の諮問に応じて、評価書案に関する調査及び審議を行うとともに、評価指針について調査審議し、それらの結果を答申し、又は意見を建議するために設置されるものである。

(2) 組織 (第 24 条関係)

委員会は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する委員 5 人以内で組織する。

なお、委員については逗子市の地勢・現状等を熟知している事が望ましいことから市民から優先して選出するものとする。

(3) 委員の任期、委員長及び副委員長 (第 25 条・第 26 条関係)

委員の任期は 3 年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

委員会には委員の互選により委員長及び副委員長を置く。委員長及び副委員長の職務については、条例第 26 条第 2 項及び第 3 項に規定されている。

(4) 運営事項の委任 (第 27 条関係)

委員会の運営について必要な事項は、条例第 6 章に定めるもののほか、条例に併せて施行される委員会規則に定められている。

10、雑則

(1) 実地調査への協力要請 (第 28 条関係)

市長は、評価書案の審査を行う上で必要と認めた場合若しくは事業着手後評価書と異なる改変が行われた場合、委員会審議で必要とされた場合その他条例の施行に必要な限度で、事業者その他の者が所有する土地に立ち入ることについて、その所有者及び占有者の協力を得た上で立入調査を行うことができる。

(2) 事後の評価等（第 28 条の 2 関係）

ア 意義

環境影響評価の妥当性及び完了後の緑地等の担保性を確保する観点から事後の調査ができるよう規定したものであり、市長が必要と認めるとき、委員会の意見を聴いたうえで実施するものとする。

この際、条例第 28 条と同様に所有者又は占有者の協力を得た上で立ち入り調査を行うことができる。なお、条例第 28 条の 2 第 2 項に関連して、条例第 4 条において、事業者はこの条例に定める手続の遵守を、条例第 5 条において、市民はこの条例の手続が適正かつ円滑に行われるよう協力する責務が規定されている。

市長は、事後評価の結果いかんによって、指導、勧告又は公表をする可能性があることから、立ち入り調査は事業者にとって弁明の機会としての性格を有するものである。

イ 管理計画の報告

市長は、管理計画の適正な実施を誘導するため必要と認めるとき、事業者等に対して管理計画の実施状況等の報告を求めるものとする。なお、市長は、報告の必要性及び頻度を判断するとき、当該対象事業に係る委員会の答申及び意見等を尊重するものとする。市長は、報告の実施が確実になされるように事業者等に対して指導誘導を行うものとする。

ウ 評価の手法

事後評価は、管理計画を含む評価書の内容と現地調査で確認する現地の状況とを比較し、委員会の意見を聴いたうえで、市長が実施する。このとき、評価書の文言のみならず、管理計画の実施状況に係る現状の合理性、帰責性等を考慮するものとする。

エ 評価の結果

事後評価を実施したとき、事業者等による良好な環境の維持増進に資するための情報提供及び助言を目的として、市長は事後評価の結果を事業者等に書面で通知するものとする。

事後評価の結果、対象事業の実施と評価書との間に著しい差異があると認められるとき、市長は条例第 30 条第 1 項に基づき必要な指導又は勧告をしなければならない。その指導又は勧告に従わないとき、市長は同条第 2 項に規定する事項を公表することができる。

オ 事後評価の実効性の担保

市長は、事後評価の実効性の担保のため、評価書案及び評価書内において、事業者が事後評価の実施について協力をする旨を記載するよう指導を行うものとする。

市長は、当該対象事業の自然環境に係る過去（対象事業の完了後から現時点までの事業者等の管理責任が果たされていたか）、現在（現況としての自然環境）及び将来（過去及び現在の状況を勘案したうえで想定される将来的なリスク）の状況について、総合的に考慮したうえで事後評価を実施することとなる。

したがって、事後評価の実施に当たっては、過去及び現在における自然環境の状況を客観的に把握する必要があることから、事業者は、対象事業地における管理及びモニタリングの実施に係る資料の提出に協力し、並びに事後評価に係る立入り調査に協力する責務があり、その責務の確認として、評価書案及び評価書内においてその旨を記載するものとする。

なお、当該協力が行われなかったときは、対象事業における非協力という不作為が実施されることとなるため、評価書とその実施の間に著しい差異が認められることになり、条例第 30 条第 1 項第 3 号の規定により指導又は勧告をすることとなる。

(3) 隣接市町長の意見聴取（第 29 条関係）

対象事業の実施区域が本市の区域内にとどまるとは限らないので、条例第 29 条でそれが隣接の市町に及んだ場合の対応を規定している。

対象事業が隣接の市町に属する区域を含んで計画される場合、市長は審査書の作成に先立ち当該区域を管轄する長に、意見を求めることができることとされている。

また、意見を求めない場合もあり得ることはいうまでもないが、手続の円滑な進行のためにできる限り協力を求め聴取することが望ましい。

意見の聴取に当たっては、当該評価書案の写しを送付した後に、当該対象事業に係る自然環境保全上の見地からの意見を求めることとする。

(4) 指導、勧告及び公表（第 30 条関係）

ア 意義

条例第 30 条は、この条例の実効性を確保するための制度を定めたものであり、事業者に課した義務の履行を罰則によって担保するのではなく、一種の社会的な制裁を示唆することによってそれと同等以上の効果を期待する趣旨である。

イ 指導勧告を行う場合

指導又は勧告を行うこととなるのは、第 30 条第 1 項第 1 号から第 3 号に該当する場合である。どのような場合を「手続を行わなかったとき」とみるかはそれぞれの手続により異なってくるので慎重な取扱いが必要である。

ウ 公表を行う場合

事業者が条例第 30 条第 1 項の規定による指導勧告に従わない場合は、市長は条例第 30 条第 2 項に基づき当該事実及び事業者の氏名、名称、住所、所在地、対象事業の名称等につ

いて公表することができる。

エ 公表の方法

公表の方法について特に定めはないが、公示のほか、「広報ずし」への掲載や市内広報板への掲示、報道機関への発表、一定期間当該地へ掲示板の設置等が行われることになる。なお、設置方法等については、当該公表に係る土地が第三者に転売されることも想定し、必要な範囲内で適切に行うものとする。

(5) 小規模対象事業の手続の特例（第 31 条関係）

ア 意義

条例第 31 条はこの条例の運用に当たって、その事業に係る区域の面積が 1,000 平方メートル未満の対象事業にあつては、事業区域自体が小さいこと、環境に与える影響が比較的小さいこと、個人事業者が多く想定されること等に鑑み、手続の一部を省略し、簡素化する趣旨で設けられたものである。

イ 内容

小規模対象事業にあつては規則第 26 条において、評価書案の縦覧期間を 10 日間、意見書の提出期間を 15 日以内とすること、また、公聴会、見解書及び事後の評価に関する規定は適用しないこととした。（ただし、事業者の意思で見解書を提出することについては、これを妨げるものではない。）

また、関係区域の設定についても、規則第 5 条の 2 に規定されている特例措置を設けている。

(6) 国等の特例（第 32 条関係）

国及び地方公共団体その他これに準ずる法人の行う対象事業についてはその公共性に鑑み、この条例の適用についてはその都度市長と当該国等が協議をして定めるものとした。

協議に際しては、都市計画に定める事業（条例附則第 3 項に規定する手続を行わないもの）を除くほか、道路、河川、上下水道、急傾斜地の安全対策に関する事業等は条例の適用を行わないこととするが、住宅建築等の開発行為となる対象事業については評価書案の提出、委員会審査及び審査書を受けての評価書提出について条例の適用を受けることとなる。

なお、協議は事前協議の形をとるべきものであり、事後追認的な協議は認められない。

(7) 国の措置が適用される対象事業の特例（第 33 条関係）

昭和 59 年 8 月 28 日付け閣議決定に基づき国の行政機関が定める環境影響評価に関する措置等に定める規定により行われる手続その他の行為については、この条例の規定による手続に従って行われたものとみなし、本条例の適用は受けないものとした。

なお、このいわゆる閣議アセスは、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）の施行（平成 11 年 6 月 12 日施行）に伴い廃止する閣議決定がされた。

(8) 他法令との調整（第 34 条関係）

現行法令あるいは今後制定され、又は改正される法令の中で、環境影響評価手続その他の行為について規定されるものにあつては、手続の重複を避ける等本条例手続との調整が必要となるのでその旨規定したものである。

なお、環境影響評価手続に関する手続が定められている法令として、環境影響評価法が施行されている。

(9) 適用除外（第 35 条関係）

条例第 35 条は、対象事業であることが明白である事業であっても災害対策基本法第 87 条の規定による復旧事業及びそれと併せて施工することが必要な施設の新設若しくは改良に関する事業及び災害復旧のために緊急に実施する必要があると市長が認める事業、建築基準法第 84 条第 1 項に規定する被災市街地における土地区画整理事業は条例の対象事業とはしない旨定めた。

また、神奈川県環境影響評価条例の規定が適用される対象事業についても同じく対象事業としないこととした。

この場合の対象事業には、神奈川県環境影響評価条例第 3 条に規定する環境に影響を含むものとして当該条例の適用を受けるものを含むことはいうまでもない。

(10) 委任（第 36 条関係）

条例施行に関し細部的な事項や技術的な事項は、規則に委ねるべくその旨定めたものである。

11、経過措置等（附則第 1 項～第 4 項関係）

(1) 施行期日（附則第 1 項）

この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行されるが、第 1 条、第 2 条、第 3 条第 1 項、第 6 条及び第 6 章並びに附則第 4 項の規定は、事前準備の必要から平成 4 年 5 月 1 日から施行される。

(2) 経過措置（附則第 2 項）

条例の全面的な施行の時点で、現に許認可等の手続が行われている対象事業及び許認可等を必要としない対象事業にあつては着手がなされている対象事業について本条例の規定は適用されない。このような対象事業に条例を適用することは無理も多く、実効の乏しい場合も少なくないと考えられたことによる。

(3) 都市計画に係る対象事業の特例（附則第 3 項）

都市計画法の規定により市街地開発事業又は都市施設として都市計画に定められる対象事業については、昭和 60 年 6 月 6 日付け都計発第 34 号建設省都市計画局長通達にそつて環境

影響評価を行うものとし、本条例の手続は適用しないものとした。

なお、上記通達にそった環境影響評価を行わない都市計画に定める対象事業にあつては、運用上条例第 32 条の協議と同様の扱いとし、その内容については市長と当該国等の協議の上定められることとなる。

(4) 逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正